

国境を越える人身取引被害予防・被害者支援のための学際的協働:

日本における対策の課題と提言

Transdisciplinary Collaboration for Prevention and Protection of Victims of Transnational Human Trafficking:

Challenges and Suggestions for Japanese Anti-Trafficking Policy

佐々木綾子 千葉大学

Ayako SASAKI, Chiba University

大野聖良 日本学術振興会特別研究員(RPD)

Sera ONO, Japan Society for the Promotion of Science

島崎裕子 早稲田大学

Yuko SHIMAZAKI, Waseda University

キーワード: 国境を越える人身取引 被害予防 被害者支援 現代奴隷制 学際的協働

本報告では、国連の人身取引対策の動向および日本の対策に大きな影響を与えた米国の視点や取り組みを踏まえ、受入国である日本の人身取引対策を批判的に検討する。グローバル規模における人身取引の送出国としてカンボジアを例に取り上げ、被害予防と被害者支援に関して法学、社会学、社会福祉学および国際開発学の学際的アプローチを用いた考察から、送出国と受入国が国境を越えて連携し、より効果的な人身取引対策をとるための課題を明らかにする。

人身取引は、搾取の目的で暴力や詐欺などの手段を用いて人を獲得、輸送、収受し、売春や労働などを強要する犯罪であり、重大な人権侵害として国際的且つ学際的に取り組まれてきた。2000年に「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」(略称:国際組織犯罪防止条約人身取引議定書、通称:パレルモ議定書)が採択され、これまで主な対象とされてきた女性や子どもの性的搾取を目的とした取引に限らず、あらゆる産業で起こり得る労働搾取や強制労働、臓器摘出を目的とした形態もが人身取引として扱われるようになった。

パレルモ議定書の採択以前の人身取引対策は、国連を中心として「ジェンダー平等」や「女性に対する暴力の根絶」という枠組みで語られ、取り組みが展開されていた。議定書採択後は、国際移住機関(IOM)や国際労働機関(ILO)の関わりが強化され、近年では、難民支援を行う国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)との協働が実施されている。またパレルモ議定書は「国際組織犯罪防止条約」の附帯議定書であることから、国連薬物犯罪事務所(UNODC)より毎年報告書が出されている。それに加え、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」や「持続可能な開発のための2030アジェンダ」「移民と難民のためのニューヨーク宣言」などで人身取引は解決すべき課題として位置づけられ、具体的対策をとるよう各国政府や企業は要請されてきた。とくに、受入国の法や人権、福祉の文脈では女性や移民の搾取、サプライチェーン上の労働搾取をなくす取り組みとの関連で、送出国とされるカンボジアなどの地域開発の文脈では貧困削減やジェンダー平等との関連で、国連機関と政府が協力し人身取引被害予防と被害者支援に取り組んできた。

一方、このような人身取引廃絶にむけた国際潮流のなかで、米国は2000年以降、日本を含む世界各国の人身取引対策に一定の影響を与えてきた。米国で2000年に制定された人身取引被害者保護法(Trafficking Victims of Protection Act of 2000, TVPA)では、被害者保護や加害者訴追を規定するほか、各国の人身取引対

策の向上のため、各国の対策の現状を毎年調査・評価した Trafficking in Persons Report (以下、TIP 報告書)の発行を国務省に義務付け、人身取引への取組みの努力がみられないと評価された国は経済制裁の対象になる場合もあると定めている。つまり、TVPA は米国の外交手段としても機能している。米国では、法制定当時より人身取引を「現代奴隷制」と位置づけ、その核心は「隷属化 enslavement」にあるとし(U.S. Department of States, 2010, p.8)、米国政府の人身取引政策の最終的な目標は「奴隷状態に捉われた人々の解放」(U.S. Department of States, 2008, p. 5)であるとする。また、加害者訴追への協力をしつつ被害者が米国に定住できるよう、人身取引被害者や重大な犯罪の被害者を対象としたビザが創設され、難民と同等の社会統合支援が受けられるようになった。このように、2022年現在では複数の国際規範や米国の外交政策が複合的に重なり合う地点において、法学、社会学、社会福祉学、国際開発学など学際的協働を備えた人身取引ないし「現代奴隷制」へのアプローチが模索されている。しかし、カンボジアなどの送出国に目を向けると、複合的な国際規範の交差点で捉えるべき最も脆弱な層にみられてきた「典型的な人身取引」がむしろ捉えにくくなっている現状もある。特に、被害を予防する場面、被害国から出身国への帰国支援および出身地域での再統合支援の場面では、ジェンダーやエスニシティ、出身階層、家族や地域コミュニティとの関係性など個々の置かれた状況、被害までの経緯や搾取形態を考慮せずに一律の対策で被害者への再統合支援をしようとすることに弊害が生じている。

一方、人身取引の受入国として対策を立ててきた日本は、2002年にパレルモ議定書に署名後、2004年12月に策定した人身取引対策行動計画のもと、被害者と認定された人を婦人相談所で保護し、IOMと連携して帰国支援へとつなげる枠組みを整えてきた。しかし、人身取引被害者保護を中心とした包括法を制定するには至らず、近年では被害者認定が日本国内の女性や子どもの性的被害に焦点化され、国境を越えた移動に付随して益々脆弱な立場に置かれ得る人々の被害が不可視化されつつある(佐々木, 2020)。2000年代半ば以降、TIP報告書では外国人技能実習制度が「現代奴隷制」の温床になっていると指摘されており、実際に多くの搾取や暴行事件などの人権侵害、その状態からの「失踪」が起こっていることから、制度そのものを「現代奴隷制」や人身取引と等閑視し、制度廃止を求める言説も多方面にて見られる。しかし、ここには「人身取引廃絶＝売春制度廃止」という構図にみられた議論(佐々木, 2011)と同様に、技能実習生のエージェンシーを不可視化し、さらなる被害者化や被害のアンダーグラウンド化を押し進めてしまう可能性もある。また、異なる背景や多様な形態の搾取から生じる被害者のニーズを把握したり、社会統合を見据えたきめ細かい支援を提供したりすることも困難になる可能性がある。

これらを踏まえ、日本ではこれまでほとんど対策が取られてこなかった男性や労働搾取被害への支援を含んだ包括的支援体制の確立、経済的補償、日本定住を選択し得る在留資格と保護支援の在り方、出身国の言語文化的背景に応じた支援など、学際的協働を伴う支援体制の在り方を提言する。

参考文献

佐々木綾子(2011)「米国における人身取引被害者支援—多様な立場と「支援活動のレトリック」に関する分析—」
社会福祉学 51 卷 4 号, 116-127 頁.

佐々木綾子(2020)「国際社会福祉を「人の国際移動」に対応する福祉へ」岡伸一・原島博編著『新世界の社会福祉 国際社会福祉』366-378 頁.

U.S. Department of States (2008) Trafficking in Persons Report.

U.S. Department of States (2010) Trafficking in Persons Report.